

東日本大震災に係る平成28年3月以降の取扱いについて

○協会における3月以降の一部負担金等の免除及び健診・保健指導の費用の還付の取扱い

免除・還付の対象	24/9/30	25/2/28	27/2/28	27/3/31	29/2/28	29/3/31	備考
一部負担金等 (療養費を除く。)			→	→			健康保険法の規定により、保険者判断で実施可能 ※療養費の本人負担分、食費、居住費の本人負担分の免除は、特例法による措置であり、平成24年2月末で終了
		→					
健診・保健指導の費用			→	→			国からの協力要請により実施

① 一部負担金等の取扱いについては、原発事故に伴う警戒区域等の被災者の一部を除き、平成29年2月末まで免除を継続。

※ 平成26年度中に原発事故に伴う特定避難勧奨地点（ホットスポット）の指定が解除された地点の上位所得者（平成27年9月の標準報酬月額が53万円以上。以下同じ。）は、平成28年2月末で免除を終了。

※ 平成27年度中に原発事故に伴う避難指示解除準備区域の設定が解除された地域の上位所得者は、平成28年9月末で免除を終了。

② 健診・保健指導の費用については、原発事故に伴う警戒区域等の被災者の一部を除き、平成28年度中の受診者を対象とした還付を継続。

※ 平成26年度中に避難指示解除準備区域の設定が解除された地域及び特定避難勧奨地点の指定が解除された地点の上位所得者については、還付対象としない。

※ 平成27年度中に避難指示解除準備区域の設定が解除された地域の上位所得者は、一部負担金等の免除は平成28年9月末までとなるが、健診・保健指導の費用については、平成28年度中の受診者は一律に還付対象とする。